

平成 30 年度京都市国民保護計画変更に係る新旧対照表

頁	現 行	変 更 案	変更理由
9	第 1 編 総論 第 4 章 京都市の地理的、社会的特徴 (4) 人口分布 平成 22 年 10 月 1 日現在で実施された国勢調査の結果による京都市の人口は、<u>1,474,015 人</u>(男 <u>701,088 人</u>, 女 <u>772,927 人</u>)で、世帯数は <u>681,581 世帯</u>である。最も人口が多い行政区は伏見区(<u>284,085 人</u>)で、京都市全体の人口の <u>18.1%</u>を占めており、次いで右京区(<u>202,943 人</u>)、左京区(<u>168,802 人</u>)の順となっている。人口密度では、中京区(<u>14,269 人/km²</u>)、下京区(<u>11,626 人/km²</u>)、上京区(<u>11,711 人/km²</u>)の順となっており、都心部に人口密度の高い行政区が集中している。 人口を年齢別に見ると、15 歳未満人口が総人口に占める割合は <u>11.6%</u>、15～64 歳人口は <u>63.4%</u>、65 歳以上人口は <u>23.0%</u>となっている。全国では 65 歳以上人口の割合は <u>23.1%</u>であり、同程度の高齢化率を示している。	第 1 編 総論 第 4 章 京都市の地理的、社会的特徴 (4) 人口分布 平成 27 年 10 月 1 日現在で実施された国勢調査の結果による京都市の人口は、<u>1,475,183 人</u>(男 <u>699,748 人</u>, 女 <u>775,435 人</u>)で、世帯数は <u>705,874 世帯</u>である。最も人口が多い行政区は伏見区(<u>280,655 人</u>)で、京都市全体の人口の <u>19.0%</u>を占めており、次いで右京区(<u>204,262 人</u>)、左京区(<u>168,266 人</u>)の順となっている。人口密度では、中京区(<u>14,756 人/km²</u>)、下京区(<u>12,193 人/km²</u>)、上京区(<u>12,107 人/km²</u>)の順となっており、都心部に人口密度の高い行政区が集中している。 人口を年齢別に見ると、15 歳未満人口が総人口に占める割合は <u>11.3%</u>、15～64 歳人口は <u>62.0%</u>、65 歳以上人口は <u>26.7%</u>となっている。全国では 65 歳以上人口の割合は <u>26.6%</u>であり、同程度の高齢化率を示している。	府計画との整合 (国勢調査 時点修正)
10	(6) 鉄道及びバスの状況等 (略) バスは、市内で <u>20 のバス事業者が運行を行っており、そのうち、8 事業者が路線バスの営業を行っている。平成 25 年 9 月 1 日現在で路線バス 1,223 台、貸切バス 437 台が運行されている。</u>	(6) 鉄道及びバスの状況等 (略) バスは、市内で <u>12 事業者(高速バス以外の事業者を除く)</u>が路線バス(乗合バス)の営業を行っている。	時点修正及び記載内容の変更
10	(8) 文化財等 世界遺産に登録されている 14 の社寺等をはじめ、平成 28 年 4 月 1 日現在、<u>1,865 件</u>の重要文化財(内、国宝 <u>211 件</u>)があり、観光名所、旧跡も数多く存在する。これら文化財の武力攻撃災害に対する保護は、市	(8) 文化財等 世界遺産に登録されている 14 の社寺等をはじめ、平成 30 年 9 月 1 日現在、<u>1,879 件</u>の重要文化財(内、国宝 <u>212 件</u>)があり、観光名所、旧跡も数多く存在する。これら文化財の武力攻撃災害に対する保護は、市	時点修正

平成 3 0 年度京都市国民保護計画変更に係る新旧対照表

	にとって重要な課題である。また、これらの観光を目的として、年間を通じて府内のみならず、国内外からも多数の観光旅行者等が訪れている。京都市における平成 27 年の観光旅行者等は 5,684 万人で、増加傾向にある。更に、外国人観光客数については、平成 27 年の宿泊施設利用外国人客数は 316 万人となっている。	にとって重要な課題である。また、これらの観光を目的として、年間を通じて府内のみならず、国内外からも多数の観光旅行者等が訪れている。京都市における平成 29 年の観光旅行者等は 5,362 万人である。更に、外国人観光客数については、平成 29 年の宿泊施設利用外国人客数は 353 万人となっている。	
20 ～ 21	第 2 編 平素からの備えや予防 第 3 章 情報の収集、伝達、提供等の体制整備 4 安否情報の収集、整理、報告及び提供に必要な準備 (1) 安否情報収集のための体制整備 市は、府と連携して、安否情報を円滑に収集し、整理し、報告し、及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の収集、整理の事務処理体制を定めるとともに、職員に対し、必要な研修及び訓練を行う。<u>更に、安否情報システムなど新たなシステムの活用に留意する。</u> (新規)	第 2 編 平素からの備えや予防 第 3 章 情報の収集、伝達、提供等の体制整備 4 安否情報の収集、整理、報告及び提供に必要な準備 (1) 安否情報収集のための体制整備 市は、府と連携して、安否情報を円滑に収集し、整理し、報告し、及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の収集、整理の事務処理体制を定めるとともに、職員に対し、必要な研修及び訓練を行う。<u>(削除)</u> <u>(3) 安否情報の種類及び報告様式</u> <u>市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報に関して、原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第 1 条に規定する様式第 1 号及び第 2 号の安否情報収集様式により収集し、安否情報システムを用いて府に報告する。</u>	国民の保護に関する基本指針等の内容に準拠

平成 30 年度京都市国民保護計画変更に係る新旧対照表

22	第 4 章 避難及び救援に関する体制の整備 1 避難に関する基本事項 <u>(新規)</u>	第 4 章 避難及び救援に関する体制の整備 1 避難に関する基本事項 <u>(3) 高齢者、障害者等避難行動要支援者への配慮</u> <u>市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。</u> <u>その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「避難行動要支援者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。</u> <u>※【避難行動要支援者名簿について】</u> <u>武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成 25 年 8 月）参照）。</u> <u>避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第 49 条の 10 において作成を義務づけられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。</u> <u>また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市（町村）は避難行動要支援者の名簿情報について、地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することが求められている。</u>	国民の保護に関する基本指針等の内容に準拠
----	---	---	-----------------------------

平成 30 年度京都市国民保護計画変更に係る新旧対照表

	<u>(3)</u> 民間事業者からの協力の確保 (略) <u>(4)</u> 学校、事業所との連携 (略)	<u>(4)</u> 民間事業者からの協力の確保 (略) <u>(5)</u> 学校、事業所との連携 (略)	
24	6 避難施設の指定 (2) 指定にあたっての留意事項 ア 一定の地域に避難施設が偏ることのないように配慮し、できるだけ多くの施設の確保に努める。また、<u>必要に応じ、地下街、地下駅舎、地下駐車場等を</u>指定する。	6 避難施設の指定 (2) 指定にあたっての留意事項 ア <u>事態において避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握するとともに、</u>一定の地域に避難施設が偏ることのないように配慮し、できるだけ多くの施設の確保に努める。また、<u>爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所としてコンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下街、地下駅舎等の地下施設を必要に応じ</u>指定する。	府計画との整合 (H29.12.19 国民の保護に関する基本指針の一部変更)
26	第 5 章 生活関連等施設の把握等 1 生活関連等施設の把握 (表中) 【施設の種別】 発電所、変電所 【対象】 電気事業法<u>第 2 条第 1 項第 10 号</u>の電気事業者 <u>又は同項第 12 号の卸供給事業者</u>がその事業の用に供する発電所(最大出力 5 万 kW 以上のものに限る。)又は変電所(使用電圧 10 万 V 以上のものに限る。)	第 5 章 生活関連等施設の把握等 1 生活関連等施設の把握 (表中) 【施設の種別】 発電所、変電所 【対象】 電気事業法<u>第 2 条第 1 項第 17 号</u>の電気事業者がその事業の用に供する発電所(最大出力 5 万 kW 以上のものに限る。)又は変電所(使用電圧 10 万 V 以上のものに限る。)	府計画との整合 (H29.5.31 電気事業法の改正)

平成 3 0 年度京都市国民保護計画変更に係る新旧対照表

26	(表中) 【施設の種別】 ガス工作物 【対象】 ガス事業法第 2 条第 13 項のガス工作物(同項に規定するガス発生設備、ガスホルダー及びガス精製設備に限り、同条第 3 項の簡易ガス事業の用に供するものを除く。)	(表中) 【施設の種別】 ガス工作物 【対象】 ガス事業法第 2 条第 13 項のガス工作物(同項に規定するガス発生設備、ガスホルダー及びガス精製設備に限り、同条第 2 項のガス小売事業(同条第 1 項に規定する特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る。)の用に供するものを除く。)	府計画との整合 (H29. 5. 31 ガス事業法の改正)
26	(表中) 【施設の種別】 電気通信事業用交換設備 【対象】 電気通信事業法第 2 条第 5 号の電気通信事業者(同法第 9 条の登録を受けた者に限る。)が、その事業の用に供する交換設備(同法第 33 条第 1 項の利用者の電気通信設備と接続される伝送路設備と接続される交換設備で当該伝送路設備の電気通信回線の数が 3 万に満たないもの及び同項の移動端末設備と接続される伝送路設備と接続される交換設備で当該移動端末設備の数 3 万に満たないものを除く。)	(表中) 【施設の種別】 電気通信事業用交換設備 【対象】 電気通信事業法第 2 条第 5 号の電気通信事業者(同法第 9 条の登録を受けた者に限る。)が、その事業の用に供する交換設備(同法第 12 条の 2 第 4 項第 2 号ロの利用者の電気通信設備と接続される伝送路設備と接続される交換設備で当該伝送路設備の電気通信回線の数 3 万に満たないもの及び同項の移動端末設備と接続される伝送路設備と接続される交換設備で当該移動端末設備の数 3 万に満たないものを除く。)	府計画との整合 (H30. 5. 23 電気通信事業法の改正)
26	(表中) 【施設の種別】 放送用無線設備 【対象】 日本放送協会又は放送法第 2 条第 3 号の 3 の一般放送事業者(同条第 3 号の 4 の受託放送事業者及び同条第 3 号の 5 の委託放送事業者を除く。)	(表中) 【施設の種別】 放送用無線設備 【対象】 放送法第 2 条第 23 号の 3 の基幹放送事業者(放送大学学園法第 3 条に規定する放送大学学園を除き、地上基幹放送(放送法第 2 条第 15 号の地上	府計画との整合 (H27. 5. 22 放送法の改正)

平成 30 年度京都市国民保護計画変更に係る新旧対照表

	が同条第 1 号の 2 の国内放送を行う放送局(同条第 3 号の放送局をいい、人工衛星の無線局であるものを除く。)であって、同法第 2 条の 2 第 2 項第 3 号に規定する放送系において他の放送局から放送(同法第 2 条第 1 号の放送をいう。)をされる同法第 2 条第 4 号の放送番組を受信し、同時にこれをそのまま再送信する放送を主として行うもの以外のものの無線設備	基幹放送をいう。)を行うものに限る。)が行う放送法第 2 条第 4 号の国内放送(地上基幹放送に限る。)の業務に用いられる放送局(同条第 20 号の放送局をいう。)であって、同法第 91 条第 2 項第 3 号に規定する放送系において他の放送局から同法第 2 条第 1 号の放送をされる同条第 28 条の放送番組を受信し、同時にこれをそのまま再放送することを主として行うもの以外のものの無線設備	
30	第 7 章 国民保護に関する研修, 訓練, 啓発等 2 訓練 (1) 市における訓練の実施 市は, 近隣市町村とともに, 府, 国の関係機関等と共同するなど, 防災訓練との有機的な連携を図りながら, 国民保護措置についての訓練を実施する。また, テロ等をはじめとする具体的な事態を想定し, 府危機管理関係機関会議等と十分に連携を図りながら, 実践的な訓練の実施に努める。	第 7 章 国民保護に関する研修, 訓練, 啓発等 2 訓練 (1) 市における訓練の実施 市は, 近隣市町村とともに, 府, 国の関係機関等と共同するなど, 防災訓練との有機的な連携を図りながら, 国民保護措置についての訓練を実施する。また, テロ等をはじめとする具体的な事態を想定し, <u>NBC 攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練, 広域にわたる避難訓練, 地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について, 人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに, 実際に資機材や様々な情報伝達手段を用い,</u> 府危機管理関係機関会議等と十分に連携を図りながら, 実践的な訓練の実施に努める。	府計画との整合 (H29.12.19 国民の保護に関する基本指針の一部変更)
31	4 武力攻撃事態等において市民がとるべき行動等に関する啓発 また, <u>我が国に対する弾道ミサイルの飛来の場合やテロが発生した場合に市民がとるべき対処について</u>も, <u>国が作成する各種資料等を活用し, 防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら,</u> 市民に対し周知するよう努める。	4 武力攻撃事態等において市民がとるべき行動等に関する啓発 また, <u>弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう, 国が作成する各種資料等を活用し, 全国瞬時警報システム(J-ALE-RT)による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動や,</u> テロが発生した場合に市民がとるべき対処について, <u>平素から</u>市民に対し周知するよう努める。	府計画との整合 (H29.12.19 国民の保護に関する基本指針の一部変更)

平成 30 年度京都市国民保護計画変更に係る新旧対照表

48	第 3 編 武力攻撃事態等への対処 第 2 章 関係機関相互の連携 1 国及び府の対策本部との連携 (2) 国及び府の現地対策本部との連携 市は、国及び府が現地対策本部を設置した場合は、連絡員を派遣するなど当該本部と密接な連携を図るとともに、国の現地対策本部と関係地方公共団体の対策本部等により開催される合同対策協議会に参加<u>する。</u>	第 3 編 武力攻撃事態等への対処 第 2 章 関係機関相互の連携 1 国及び府の対策本部との連携 (2) 国及び府の現地対策本部との連携 市は、国及び府が現地対策本部を設置した場合は、連絡員を派遣するなど当該本部と密接な連携を図るとともに、国の現地対策本部と関係地方公共団体の対策本部等により開催される合同対策協議会に参加<u>し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。</u>	国民の保護に関する基本指針等の内容に準拠
53	第 3 章 警報及び避難の指示等 2 警報の内容の伝達方法 (1) 警報の伝達方法 警報の<u>伝達方法については、市が保有する伝達手段を活用し、原則として次の要領により行う。</u> (略) <u>(新規)</u>	第 3 章 警報及び避難の指示等 2 警報の内容の伝達方法 (1) 警報の伝達方法 警報の<u>内容は、緊急情報ネットワークシステム (Em-net)、全国瞬時警報システム (J-ALERT) 等を活用し、地方公共団体に伝達される。市は、全国瞬時警報システム (J-ALERT) と連携している情報伝達手段等により、原則として次の要領により情報を伝達する。</u> (略) <u>ウ 全国瞬時警報システム (J-ALERT) によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム (Em-net) によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。</u>	国民の保護に関する基本指針等の内容に準拠

平成30年度京都市国民保護計画変更に係る新旧対照表

54	(2) 警報伝達体制の整備 イ 消防機関は、保有する車両、装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会への伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効果的な伝達を行うよう配慮する。 ウ <u>警報の内容の伝達においては、要配慮者、日本語の理解が不十分な外国人、観光旅行者等に対する伝達に配慮する。</u>	(2) 警報伝達体制の整備 イ 消防機関は、保有する車両、装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会<u>や避難行動要支援者等</u>への伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効果的な伝達を行うよう配慮する。 ウ <u>警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉部局との連携の下で、避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。</u>	国民の保護に関する基本指針等の内容に準拠
60	3 避難実施要領の作成 (2) 避難実施要領の作成における留意事項 カ <u>要配慮者</u>の避難方法の決定	3 避難実施要領の作成 (2) 避難実施要領の作成における留意事項 カ <u>要支援者</u>の避難方法の決定 <u>(避難行動要支援者名簿、避難行動要支援者支援班の設置)</u>	国民の保護に関する基本指針等の内容に準拠

平成30年度京都市国民保護計画変更に係る新旧対照表

61	4 避難住民の誘導 (2) 消防機関の活動 消防局は、消火活動及び救急救助活動等の状況を考慮しつつ、市長が定める避難実施要領に基づき、要所に消防隊等を配置し、車載の拡声器等を有効に活用するなど効果的な避難誘導を実施する。また、消防団は、消防署と連携し、自主防災組織、自治会等と避難住民の誘導を行うとともに、<u>要配慮者</u>に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当するなど地域とのつながりを活かした活動を行う。	4 避難住民の誘導 (2) 消防機関の活動 消防局は、消火活動及び救急救助活動等の状況を考慮しつつ、市長が定める避難実施要領に基づき、要所に消防隊等を配置し、車載の拡声器等を有効に活用するなど効果的な避難誘導を実施する<u>とともに、避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。</u>また、消防団は、消防署と連携し、自主防災組織、自治会等と避難住民の誘導を行うとともに、<u>避難行動要支援者</u>に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当するなど地域とのつながりを活かした活動を行う。	国民の保護に関する基本指針等の内容に準拠
62	(6) <u>要配慮者</u>への配慮 市長は、<u>要配慮者の避難に万全を期すため、必要に応じて、民生委員、児童委員、障害者団体、自主防災組織等と協力して、要配慮者への連絡、運送手段の確保を的確に行う。</u>	(6) <u>高齢者、障害者等</u>への配慮 市長は、<u>高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、避難行動要支援者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする（「避難行動要支援者名簿」を活用しながら対応を行う。その際、民生委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。）。</u> <u>（ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。）</u>	国民の保護に関する基本指針等の内容に準拠

平成 30 年度京都市国民保護計画変更に係る新旧対照表

66	第 4 章 救援 3 救援の実施内容等 (1) 救援の実施内容 市長は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準（<u>内閣府告示</u>。以下「救援の程度及び基準」という。）に基づき、次の点に留意して救援を行う。	第 4 章 救援 3 救援の実施内容等 (1) 救援の実施内容 市長は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準（<u>平成 25 年内閣府告示第 229 号</u>。以下「救援の程度及び基準」という。）に基づき、次の点に留意して救援を行う。	字句修正
76	第 5 章 安否情報の収集、提供等 2 府に対する報告 市は、<u>収集し、整理した安否情報を、適宜、武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「総務省令」という。）により定められた様式等に基づき、府に対して口頭による伝達と電子メール等の文書による伝達とを併用して報告する。</u>	第 5 章 安否情報の収集、提供等 2 府に対する報告 市は、<u>府への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを使用する。システムが使用できない場合は、安否情報省令第 2 条に規定する様式第 3 号に必要な事項を記録した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで府に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。</u>	国民の保護に関する基本指針等の内容に準拠
76	3 安否情報の照会に対する回答 (2) 安否情報の回答 ア 市は、照会に係る者の安否情報を保有し、及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者に対し、本人であることを証明する書類（運転免許証、健康保険の被保険証、特別永住者証明書、<u>住基カード</u>等）により本人確認等を行うことなどを通じ、（後略）	3 安否情報の照会に対する回答 (2) 安否情報の回答 ア 市は、照会に係る者の安否情報を保有し、及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者に対し、本人であることを証明する書類（運転免許証、健康保険の被保険証、特別永住者証明書、<u>マイナンバーカード</u>等）により本人確認等を行うことなどを通じ、（後略）	字句修正

平成 3 0 年度京都市国民保護計画変更に係る新旧対照表

77	5 安否情報伝達手段の活用 市は、「N T T 災害用伝言ダイヤル」,<u>「災害用ブロードバンド伝言板 (w e b 171)」</u>, 携帯電話・<u>P H S</u> 各社の災害用伝言板サービスなど災害時の安否情報の伝達システム等について, 市民に対し活用の推進を図る。	5 安否情報伝達手段の活用 市は, 「N T T 災害用伝言ダイヤル」, <u>「災害用伝言板 (w e b 171)」</u>, 携帯電話各社の災害用伝言板サービスなど災害時の安否情報の伝達システム等について, 市民に対し活用の推進を図る。	字句修正
86	第 3 武力攻撃原子力災害への対処 1 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報等 (1) 市長は, 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を<u>国又は知事若しくは関西電力(株)から受けたとき又は関係指定行政機関の長</u>から通知を受けた<u>場合</u>は, 「京都市地域防災計画 原子力災害対策編」に準じた措置を講じる。	第 3 武力攻撃原子力災害への対処 1 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報等 (1) 市長は, 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を<u>原子力防災管理者から受けたとき又は内閣総理大臣及び原子力規制委員会(事業所外運搬に起因する場合にあっては, 内閣総理大臣, 原子力規制委員会及び国土交通大臣。以下同じ。)</u>若しくは<u>知事</u>から通知を受けた<u>とき</u>は, 「京都市地域防災計画 原子力災害対策編」に準じた措置を講じる。	国民の保護に関する基本指針等の内容に準拠
87	4 住民の避難等の措置 市長は, 国の対策本部長による警報の発令や避難措置の指示が行われた場合には, 当該指示等の内容を踏まえて, 緊急<u>時</u>防護措置を準備する区域 (U P Z) に相当する地域 (以下「U P Z」という。) については, (後略)	4 住民の避難等の措置 市長は, 国の対策本部長による警報の発令や避難措置の指示が行われた場合には, 当該指示等の内容を踏まえて, 緊急防護措置を準備する区域 (U P Z) に相当する地域 (以下「U P Z」という。) については, (後略)	字句修正
94	第 8 章 保健衛生の確保その他の措置 2 廃棄物の処理 (1) 廃棄物処理対策 市は, 市地域防災計画に準じて, 次表及び<u>震災廃棄物対策指針 (平成 10 年厚生省生活衛生局作成)</u>等を参考とし, 廃棄物処理体制を整備する。	第 8 章 保健衛生の確保その他の措置 2 廃棄物の処理 (1) 廃棄物処理対策 市は, 市地域防災計画に準じて, 次表及び<u>「災害廃棄物対策指針」(平成 30 年 3 月環境省環境再生・資源環境局 災害廃棄物対策室作成)</u>等を参考とし, 廃棄物処理体制を整備する。	府計画との整合 (H30. 3. 29 災害廃棄物対策指針の改定)

平成 3 0 年度京都市国民保護計画変更に係る新旧対照表

用語集 -1	用語集 (表中) 【用語】 N T T 災害用伝言ダイヤル 【意味】 地震など大規模災害発生時は、安否確認、見舞、問合せなどの電話が爆発的に増加し、電話がつながりにくい状況の緩和を図るため、<u>被災地内の電話番号をメールボックスとして、安否等の情報を音声により伝達するボイスメール</u>	用語集 (表中) 【用語】 N T T 災害用伝言ダイヤル 【意味】 地震など大規模災害発生時は、安否確認、見舞、問合せなどの電話が爆発的に増加し、電話がつながりにくい状況の緩和を図るため、<u>被災地内の電話番号をキーにして、安否等の情報を音声で登録・確認できるサービス</u>	字句修正
用語集 -2	用語集 (表中) 【用語】 被ばく医療に係る医療チーム 【意味】 原子力災害時に<u>放射線医学総合研究所</u>，国立病院機構，国立高度専門医療センターなどの医療関係者等で構成するチーム	用語集 (表中) 【用語】 被ばく医療に係る医療チーム 【意味】 原子力災害時に<u>量子科学技術研究開発機構</u>，国立病院機構，国立高度専門医療センターなどの医療関係者等で構成するチーム	府計画との整合 (組織改正)
用語集 -3	(表中) 【用語】 指定公共機関 【意味】 独立行政法人，日本銀行，日本赤十字社，日本放送協会その他の公共的機関及び電気，ガス，運送，通信その他の公益的事業を営む法人で政令及び内閣総理大臣公示で <u>149</u> 法人が指定されている。(平成 <u>27</u> 年 4 月 1 日現在)	(表中) 【用語】 指定公共機関 【意味】 独立行政法人，日本銀行，日本赤十字社，日本放送協会その他の公共的機関及び電気，ガス，運送，通信その他の公益的事業を営む法人で政令及び内閣総理大臣公示で <u>152</u> 法人が指定されている。(平成 <u>30</u> 年 4 月 1 日現在)	府計画との整合 (時点修正)

平成 3 0 年度京都市国民保護計画変更に係る新旧対照表

用語集 -3	(表中) 【用語】 指定地方公共機関 【意味】 都道府県知事が指定する当該都道府県の区域内で電気，ガス，運送，通信その他の公共的事業を営む法人。府では，平成 <u>18</u> 年 4 月 1 日現在で， <u>23</u> 機関を指定している。（国民保護法第 2 条第 2 項）	(表中) 【用語】 指定地方公共機関 【意味】 都道府県知事が指定する当該都道府県の区域内で電気，ガス，運送，通信その他の公共的事業を営む法人。府では，平成 <u>30</u> 年 4 月 1 日現在で， <u>21</u> 機関を指定している。（国民保護法第 2 条第 2 項）	時点修正
-----------	--	--	------